

## 障害者自立支援法に基づく指定就労継続支援B型 チューリップの家運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会が開設するチューリップの家（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定就労継続支援B型事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定就労継続支援B型を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
  - 4 事業の実施にあたっては、前3項のほか、関係法令等を遵守する。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 チューリップの家
- (2) 所在地 長野県千曲市杭瀬下四丁目181番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤専従）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名（常勤専従）

サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の作成に関することを行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行う。

- (3) 職業指導員 1名（常勤専従）

職業指導員は、就労継続支援B型計画に基づき、適切な就労継続支援の提供にあたる。また、利用者の作業訓練に関し、相談、助言、指導を行う。

(4) 生活支援員 4 名 (常勤専従 1 名、常勤兼務 1 名、非常勤専従 2 名)

生活支援員は、就労継続支援 B 型計画に基づき、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

(5) 目標工賃達成指導員 1 名 (非常勤専従 1 名)

工賃向上計画に掲げた工賃目標の達成に向けて、積極的に取り組むために指導を行う。

(6) 事務職員 1 名 (常勤兼務)

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(事業所の営業日及び営業時間等)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める休日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(3) サービス提供時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

(4) 前 3 号の規定にかかわらず、必要と認めるときは、営業日、営業時間、及びサービス提供時間を変更することができる。

(利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は 20 名とする。

(指定就労継続支援 B 型の内容)

第 7 条 事業所が提供する指定就労継続支援 B 型の内容は、次のとおりとする。

(1) 就労継続支援 B 型計画の作成

(2) 生産活動その他の活動の機会の提供

(3) 施設外支援の実施

(4) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練

(5) 健康管理

(6) 実習の実施

(7) 求職活動の支援及び求人の開拓

(8) 就職後の職業生活における相談等の支援

(9) 前項各号に掲げるもののほか、利用者に必要な相談支援及び助言等

2 事業所は、指定就労継続支援 B 型の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について利用者から文書により同意を得るものとする。

(主たる対象者)

第8条 事業所において指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 精神障害者
- (2) 知的障害者

(支給決定を受けた障害者から受領する費用の額等)

第9条 事業所は、指定就労継続支援B型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援B型に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス等費用基準額(法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払いを受けるほか、指定就労継続支援B型において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収するものとする。

(1) 日用品費 実費

(2) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 実費

4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付する。

5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、千曲市の全域とする。ただし、会長が特に認めた場合は、区域を越えて実施することができる。

(工賃の支払)

第11条 事業所は、利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(サービスの利用にあたっての一般的留意事項)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 外出する際は、事前に事務所に届け出るものとする。
- (2) 施設内の設備、器具は本来の用法に従って利用するものとし、これに反した利用により破損が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 施設内での飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行使、そのほか迷惑を及ぼす言動を行ってはならない。
- (4) 貴重品については、利用者の責任で管理するものとする。

(緊急時における対応)

第13条 事業所の従業者は、指定就労継続支援B型の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した時は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(苦情解決)

第16条 事業所は提供した指定就労継続支援B型に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定就労継続支援B型に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により長野県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該市町村の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村又は長野県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は長野県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を

制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(協力医療機関)

第19条 協力医療機関は、次のとおり定める。

- 1 名称 医療法人篠ノ井橋病院
- 2 所在地 長野県千曲市大字雨宮1636番地

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、従業者の資質向上のため研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6ヵ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。
- 4 事業所は、他の事業所等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。
- 5 事業所は、利用者に関するサービス、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 6 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に関する次に掲げる記録を整理し、当該指定就労継続支援B型を提供した日から5年間保存しなければならない。
  - ① 就労継続支援B型計画
  - ② 具体的なサービスの内容等の記録
  - ③ 市町村への通知に係る記録
  - ④ 身体拘束等に係る記録
  - ⑤ 苦情の内容等の記録
  - ⑥ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- 7 この規程に定める事項のほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。